

IASB、IFRS第17号「保険契約」を公表

国際会計基準審議会（IASB）は、2017年5月18日、IFRS第17号「保険契約」を公表した。本基準書は、IASBが2013年に公表した公開草案「保険契約」（ED/2013/6）（以下、「2013年公開草案」という）について寄せられたコメントを踏まえ、審議を重ねた結果として公表されたものである。本基準書は、現行のIFRS第4号「保険契約」を置き換え、保険契約について首尾一貫した会計処理を策定することにより、保険契約から生じる財政状態、経営成績、キャッシュ・フローに関してより忠実な情報を財務諸表の利用者に提供することを目的としている。



本基準書は、2021年1月1日以後に開始する事業年度より適用される。ただし、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を本基準書の適用開始日またはそれ以前から適用している場合には、早期適用も認められる。

IFRS第17号のポイント

（出典：IASB HP | Insurance Contract Project Overviewを参考にKPMG作成）

現状の保険会計の課題	IFRS第17号
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保険会社間の財務諸表の比較が困難 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各国の会計基準に基づいた異なる実務が存在する ◆ 保険負債に有用な情報が反映されない恐れあり <ul style="list-style-type: none"> ✓ 過去の前提を継続使用している ✓ 保証とオプションのコストが十分に反映されない ✓ 予定利率を用いた割引が行われている ◆ 財務諸表の収益の透明性が欠如する恐れあり <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現金主義に基づいて収益が計上される ✓ GAAPに基づかない実務慣行が存在する 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多様な会計処理に代わる新たな会計フレームワークにより比較可能性が向上 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 3つの測定アプローチを提案 ◆ 保険負債には現在の情報を反映 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 每期最新の前提にアップデートされる ✓ 保証とオプションのコストも保険負債に含める ✓ 期待キャッシュ・フローと保険契約の特性、市場金利を考慮した割引率を使用する ◆ 収益計上のルールが明確となり、収益の透明性を確保 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 未稼得の収益は、保険契約のカバー期間にわたって合理的に配分される

1. IFRS第17号における測定方法の概要

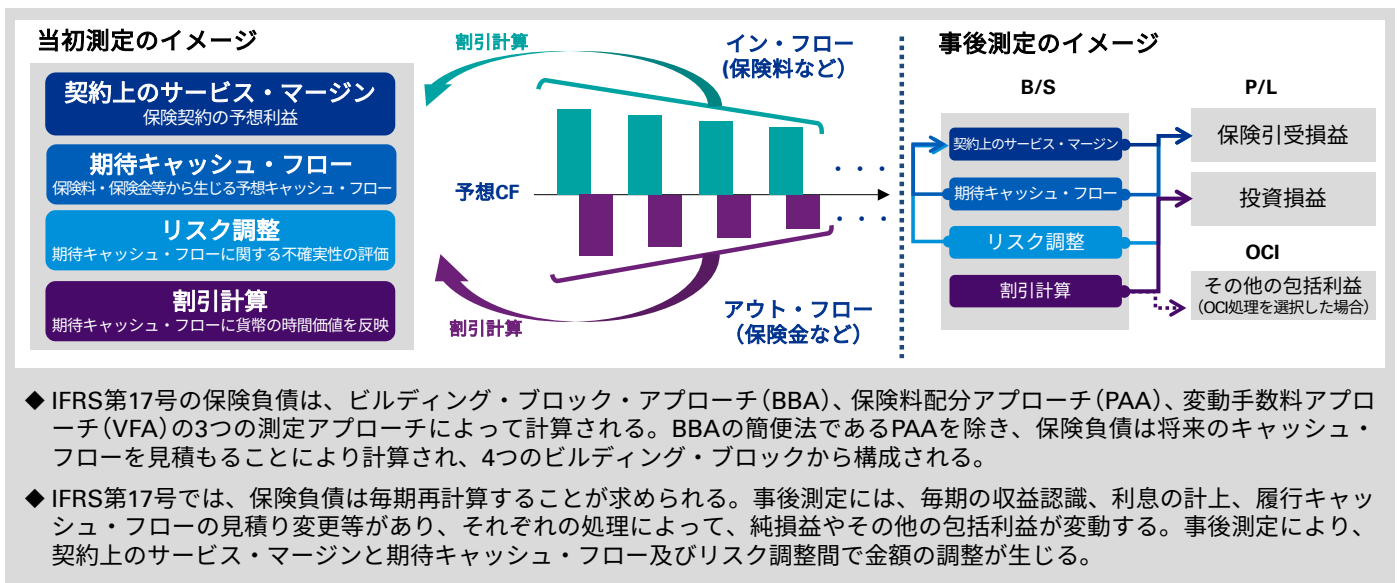
IFRS第17号は、保険負債をビルディング・ブロック・アプローチ、保険料配分アプローチ、または変動手数料アプローチのいずれかの測定アプローチにより測定することを要求している。

- ビルディング・ブロック・アプローチは、IFRS第17号の原則的な測定アプローチであり、保険負債は、将来に生じることが予想されるキャッシュ・フローを見積ることにより計算される。本アプローチのもとでは、保険負債は、期待キャッシュ・フロー、割引計算、リスク調整（これら3つを合わせて「履行キャッシュ・フロー」という）、及び契約上のサービス・マージン(CSM)の4つのビルディング・ブロックから構成される。

- 保険料配分アプローチは、ビルディング・ブロック・アプローチの簡便法である。保険期間が1年以内など一定の要件を満たす場合に（かつ、その場合に限り）適用可能であり、保険負債は、原則として、将来のキャッシュ・フローを見積ることなく、未経過保険料に基づく負債が計上される。
- 変動手数料アプローチは、保険契約上明確に特定された裏付け資産等のプールから保険契約者に対する支払いがなされるような契約（一般的には、日本の変額保険のような契約）、すなわち、直接連動の有配当契約（4. 測定アプローチを参照）に適用される測定アプローチである。保険負債は、将来に生じることが予想されるキャッシュ・フローを見積ることにより計算されるが、契約の特性を反映するように、ビルディング・ブロック・アプローチの測定と比べ、CSMの測定方法等が異なっている。

下図は、原則的測定アプローチであるビルディング・ブロック・アプローチによる測定方法の概要を示している。

【ビルディング・ブロック・アプローチによる測定】



2. 適用範囲と保険契約の定義

(1) 適用範囲

本基準書では、適用範囲について、2013年公開草案の提案を引き継ぎ、以下について適用することとされた。

- 発行する保険契約（再保険契約）
- 保有する再保険契約
- 発行する裁量権のある有配当性を有する投資契約（企業が保険契約も発行する場合）

(2) 保険契約の定義

本基準書では、保険契約・再保険契約の定義について、2013年公開草案の提案を引き継ぎ、以下のとおり規定している。

保険契約とは、「一方の当事者（発行者）が、他方の当事者（保険契約者）から、所定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者に補償することに同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約」である。

再保険契約とは、「ある企業（「再保険者」）が他の企業（「出再者」）に対し、出再者の発行した1つまたは複数の保険契約から生じた保険金について補償するために発行する保険契約」である。

さらに本基準書では、2013年公開草案の提案を引き継ぎ、保険契約を発行する企業が発行する特定の投資契約の取り扱いにも対処している。これらの契約では、投資契約の発行者の裁量により、投資家が企業の利益や企業が保有する特定の資産のプールからの投資収益に参加することができる。このような契約は、本基準書において「裁量権のある有配当性を有する投資契約」とされている。

(3) 保険契約から区分される要素

保険契約にはいくつかの構成要素に分解できるものがあり、その要素が別個の契約であったならば他の基準書が適用されるケースがある。そのような構成要素として、組込デリバティブ、投資要素、及び製品または（保険以外の）サービスを提供する履行義務が挙げられている。本基準書では、2013年公開草案における提案を引き継ぎ、一定の要件を満たす場合に、そのような構成要素があたかも別個の契約であるかのように区分して他の基準書を適用することとしている。

3. 認識及び認識の中止

本基準書では、2013年公開草案の提案を引き継ぎ、保険契約を以下のいずれかのうち最も早い時点で当初認識することを要求している。

- カバー期間（保険事故に対する補償を提供する期間）開始時
- 保険料の最初の支払期日
- （該当する場合）保険契約ポートフォリオが不利な契約（5.（7）不利な契約を参照）であると認識した時点

また、本基準書は、保険負債（またはその一部）が消滅した時（保険契約で定められた義務から免除、解約または期間満了となった時）に、財政状態計算書から保険負債（またはその一部）の認識を中止することを要求している。さらに、保険契約の条件変更のうち、一定の要件を満たす場合には、保険契約の認識の中止を行う旨が明記されている。

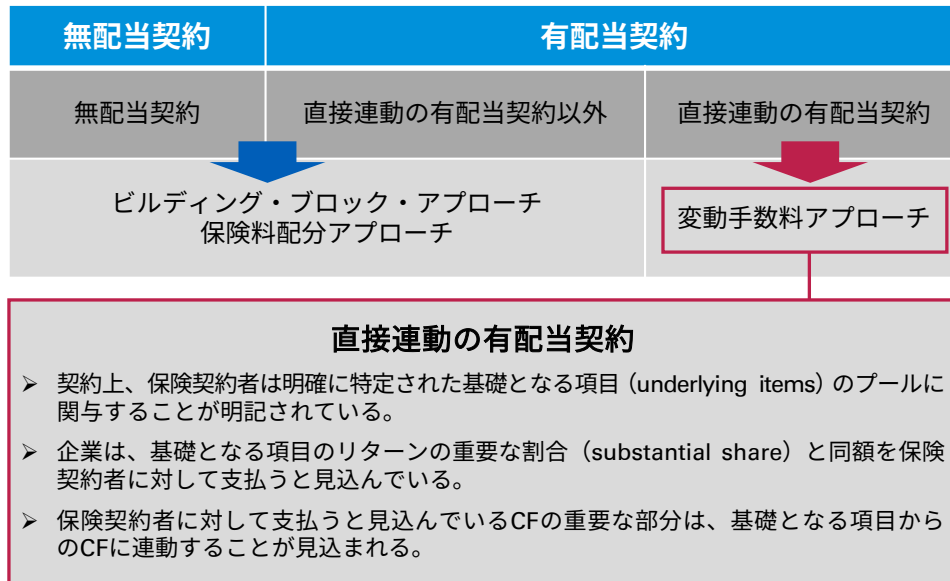
4. 測定アプローチ

2013年公開草案では、原則的アプローチであるビルディング・ブロック・アプローチ、簡素化された測定アプローチである保険料配分アプローチが提案されていた。また、保険契約者に対する支払いが裏付け資産の運用益と明確に関連付けられる契約について、裏付け資産の運用益により直接的に変動すると予想される履行キャッシュ・フローを測定及び表示する方法を、裏付け資産の測定及び表示の方法と整合させること（ミラーリング・アプローチ）を提案していた。

本基準書においては、前述のとおり、従前のビルディング・ブロック・アプローチ、保険料配分アプローチに加え、ミラーリング・アプローチに代えて直接連動の有配当契約に対しては変動手数料アプローチを適用することとされた。

保険契約のタイプと測定アプローチの関係は下図のとおりである。

【保険契約のタイプと測定アプローチ】



5. 測定に関する各論点

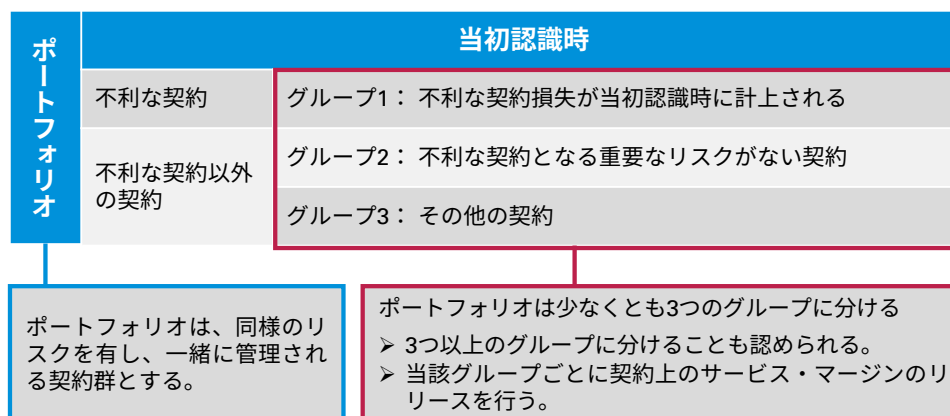
(1) 集約のレベル

2013年公開草案では、「保険契約ポートフォリオから生じる期待キャッシュ・フローは、個々の契約の期待キャッシュ・フローの合計額に等しい。したがって、測定についての集約のレベルは、期待キャッシュ・フローの現在価値に影響を与えないはずである」とされ、期待キャッシュ・フローの評価をポートフォリオ・レベルで行うことを要求しながらも、その結果は個々の保険契約の期待値の合計と違いはないはずであるという前提に立っていた。しかしながら、本基準書では、期待キャッシュ・フローの評価をポートフォリオ・レベルで行うことが原則とされるものの、その結果と個々の保険契約の期待値の合計の一致は特段言及されておらず、基本的な考え方が2013年公開草案と相違する。

さらに、本基準書においては、不利な契約（(7) 不利な契約を参照）との関係において集約のレベルを決定することが明確化されている（当初認識時に不利な契約を識別し、当初認識時に不利ではない契約とは別のグループとする。また、当初認識時に不利ではない契約について、ポートフォリオを少なくとも2つのグループ（不利になる重要なリスクがない契約のグループとその他の契約グループ）に分ける）とともに、同じグループには発効日が1年超離れた契約は含めてはならないこととされた。

本基準書における集約のレベルの考え方は下図のとおりである。

【集約のレベル】



(出典：IASB HP | Insurance Contract Project Overview)

(2) 契約の境界線

本基準書に基づいて保険負債を計算する際には、将来どの時点までのキャッシュ・フローを保険負債計算の見積りに含めるかという、契約の境界線が必要となる。本基準書では、2013年公開草案の提案を引き継ぎ、企業が保険契約者に保険料の支払いを要求できるか、もしくは保険契約者に対して保険カバーまたは他のサービスを提供する実質的な義務を負う場合に、キャッシュ・フローをその保険契約の境界線内に含めることを要求している。そして、保険カバーまたはサービス提供の実質的な義務は、次のいずれかの時点で終了するとみなすこととされている。

- 企業が特定の保険契約者のリスクを再評価する実務上の能力を有し、そのリスクを完全に反映する価格または給付水準を設定できる。
- 次の両方を満たす時
 - － 企業が保険契約のポートフォリオのリスクを再評価する実務上の能力を有し、ポートフォリオのリスクを完全に反映する価格または給付水準を設定できる。
 - － その時点までの保険カバーに対する保険料の価格設定が将来期間に関連するリスクを考慮していない。

(3) 期待キャッシュ・フロー

本基準書では、2013年公開草案の提案を引き継ぎ、期待キャッシュ・フローを、測定日現在の前提に基づいて、(単一の最も可能性の高い値としてではなく) 期待値として見積ることを要求している。また、期待キャッシュ・フローの見積りが測定目的と整合している限り、期待値を見積る際に、発生する可能性のあるすべてのシナリオを特定または測定することまでは要求しないことを明確にしている。

(4) 割引計算

本基準書では、2013年公開草案における提案を引き継ぎ、保険負債の特徴を反映する割引率により、期待キャッシュ・フローに貨幣の時間価値を反映することを要求しており、その具体的な決定方法は示していない。なお、適用ガイダンスにおいて、割引率の決定方法としてトップ・ダウン・アプローチ及びボトム・アップ・アプローチを例示している。

(5) リスク調整

本基準書では、リスク調整の定義については2013年公開草案の提案を引き継いでいる。リスク調整とは、企業が保険契約を履行することにより生じるキャッシュ・フローの金額と時期に関する不確実性を負うことに対して要求する対価と定義されている。本基準書は、リスク調整を見積る際には、保険者のリスク回避の度合いを反映する方法で、有利・不利の両方の不確実性による結果を考慮することを要求している。なお、リスク調整の具体的な測定方法は明示されていない。

2013年公開草案からの重要な変更点として、将来のカバーに関連するリスク調整の当期の見積りの差は契約上のサービス・マージン(CSM)に加減されることとされた。また、リスク調整の変動のうち、保険引受実績に該当する部分と保険投資費用に該当する部分を分離することは必ずしも必要でなく、分離しない場合には、リスク調整の変動額全てを保険引受実績とする旨が明確化された。更に、保険投資費用の一部について、会計方針の選択により純損益またはその他の包括利益に表示することが認められた。

(6) 契約上のサービス・マージン (CSM)

本基準書では、CSMに関する基本的な考え方は、2013年公開草案の提案を引き継いでいる。すなわち、履行キャッシュ・フロー及びカバー期間開始前キャッシュ・フローの合計額がゼロを下回る限りにおいて、下回る金額をCSMとして認識することを要求している。これにより、保険契約の当初認識時に利得が認識されることはない。当初認識後において、期待キャッシュ・フローの見積りの差が生じた場合は、CSMに加減される。

2013年公開草案からの重要な変更点として、CSMについては、保険契約のデュレーションと給付金額を反映したカバー提供単位 (coverage units) に基づいて、保険契約グループのサービスの提供を反映するように各期に配分される旨が明記された。また、CSMの各期への配分の計算順序は、期待キャッシュ・フローの当期の見積り差の調整後に行われることが明記された。

(7) 不利な契約

本基準書では、2013年公開草案の提案を引き継ぎ、当初認識時及び事後測定において、履行キャッシュ・フロー (=期待キャッシュ・フロー+割引計算+リスク調整) 及びカバー期間開始前キャッシュ・フローの合計がゼロを上回る不利な契約については、上回る金額を損失として認識することが求められる。

2013年公開草案からの重要な変更点として、過去に不利な契約損失を計上した契約について、見積りの有利な変動が生じた場合には、当該有利な変動は、過去に認識した損失のうち、将来のカバー及びその他のサービスに関連する損失の振戻しとなる範囲で、純損益を通じて認識することとされた。

(8) 再保険契約

本基準書では、再保険契約の取り扱いについて、基本的には2013年公開草案の提案を引き継いでおり、元受契約と同じようにビルディング・ブロック・アプローチ、保険料配分アプローチのいずれかが適用される。

2013年公開草案からの重要な変更点として、再保険契約には変動手数料アプローチは適用されないこと、出再保険契約には不利な契約という概念がないことが明記された。また、事後測定において、純損益に計上される元受契約のキャッシュ・フローの見積りの変化 (不利な契約となった場合等) の結果として、再保険に係るキャッシュ・フローも変動する場合、当該キャッシュ・フローの変動も純損益に含めて認識することが求められる。

6. 表示・開示

本基準書では、2013年公開草案の提案を引き継ぎ、保険契約に係る権利及び義務を純額で財政状態計算に表示することが求められる (ただし、資産ポジションとなる契約ポートフォリオと負債ポジションとなる契約ポートフォリオとを相殺表示することはできない)。また、純損益及びその他の包括利益計算書においては、保険サービスに係る収益及び費用と、保険投資損益を区分して表示することが求められる。なお、元受保険契約と再保険契約は区分して表示する。

2013年公開草案からの重要な変更点として、ポートフォリオごとに会計方針として、割引率の変動を純損益とその他の包括利益 (OCI) のいずれに表示しているのかを選択することとされた。

7. 移行アプローチ

本基準書では、企業は、遡及適用が実務上不可能である場合を除き、IFRS第17号をIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に準拠して遡及的に適用することとされている。

2013年公開草案からの重要な変更点として、企業が遡及して保険契約グループを識別することができない保険契約の場合、及び遡及適用が事実上不可能な保険契約グループの場合、企業は、修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチを選択することが認められる。修正遡及アプローチが実務上不可能な場合には、企業は公正価値アプローチを用いなければならない。

8. 適用日

本基準書は、2021年1月1日以後に開始する事業年度より適用されるが、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を本基準書の適用開始日またはそれ以前から適用している場合には、早期適用も認められる。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.